

喜界町建設工事入札参加資格者の格付基準

(令和6年4月1日)

喜界町建設工事入札参加資格者における格付基準

喜界町建設工事入札者指名のための資格者推薦委員会設置規程(昭和 56 年喜界町訓令第 16 号)第2条に規定する格付について、次のとおり定める。

- 1 格付基準は、総合点数により建設工事の種類ごとに下記のとおりとする。

【土木一式】

格 付	P点		総 合 点 数
A級	900 以上	かつ	1200 以上
B級	800 以上	かつ	1100 以上
C級	700 以上	かつ	900 以上
D級	上記以外		

【建築一式】

格 付	P点		総 合 点 数
A級	800 以上	かつ	1100 以上
B級	700 以上	かつ	900 以上
C級	上記以外		

【管】

格 付	P点		総 合 点 数
A級	700 以上	かつ	1000 以上
B級	600 以上	かつ	900 以上
C級	上記以外		

【舗装】

格 付	P点		総 合 点 数
A級	800 以上	かつ	1000 以上
B級	700 以上	かつ	900 以上
C級	上記以外		

【水道施設】

格 付	P点		総 合 点 数
A級	700 以上	かつ	1000 以上
B級	600 以上	かつ	900 以上
C級	上記以外		

【解体】

格 付	P点		総 合 点 数
A級	700 以上	かつ	1000 以上
B級	600 以上	かつ	900 以上
C級	上記以外		

【電気】

格 付	P点		総 合 点 数
A級	700 以上	かつ	1000 以上
B級	600 以上	かつ	900 以上
C級	上記以外		

※ P点・総合点数を1つでもクリアしていない場合は、P点によりランクを決定する。

2 総合点数の内容

1に規定する格付基準の総合点数は、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値(P)に下記に規定する点を加えたものとする。

(1)経営状況

経営事項審査の評点(Y)を用いる。

区 分	計 算 方 法
経営状況評点(Y)	左記(Y)に0.075を乗じた値 (小数点以下四捨五入)

(2)経営規模

ア 完成工事高

経営事項審査の評点(X1)を用いる。

区 分	計 算 方 法
完成工事高(X1)	左記(X1)に0.075を乗じた値 (小数点以下四捨五入)

イ 技術力

経営事項審査の評点(Z)を用いる。

区 分	計 算 方 法
元請完成工事高 及び技術員数(Z)	左記(Z)に0.075を乗じた値 (小数点以下四捨五入)

(3) その他町長が必要と認める事項
下記の加点事項及び減点事項による。

【加点事項】

事 項	計 算 方 法	点数等
社会性等	経営事項審査のその他の審査項目(社会性等)の評点(W)に0.05を乗じた値(小数点以下四捨五入)	
ボランティア活動	喜界町内公共施設等への愛護活動及び町内における活動等(集落活動への無償ボランティア参加や道路清掃等)を行った者に加点する。	1 回につき5点 (最高 20 点)
災害支援協定	町と災害支援協定を締結している団体の会員であるものに対して加点する。	10 点
災害支援活動	喜界町において災害発生時の緊急ボランティア活動を行った者に加点する。	1 回につき5点 (最高 20 点)
消防団員雇用	常勤の役職員の中に喜界町消防団員がいる場合に加点する。 1名…2点 2名以上…5点	(最高5点)
AED設置状況	AED を喜界町内の事業所に設置し、いつでも住民が使用できる状態である場合に加点する。	10 点
緊急工事対応	喜界町が依頼する緊急工事に対応した場合に加点する。	1ヶ所につき 10 点 (最高 30 点)
ISO取得	①品質マネジメントシステム認証取得 ISO9000 シリーズ ②労働安全衛生マネジメントシステム認証取得 ISO45000 シリーズ ③環境マネジメントシステム認証取得 ISO14000 シリーズ	各 5 点 (最高 15 点)
障がい者雇用	①「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率が適用される者は、法定雇用率を達成する人数を超える人数を雇用している場合、②「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率が適用されない者は、障がい者を1人以上雇用している場合に加点する。	各 5 点 (最高 10 点)

新規学卒者等雇用	学校教育法に規定する学校若しくは専修学校又は職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設を卒業した者を採用し、常用雇用労働者として雇用している場合に加点する。	1名5点 (最高10点)
男女共同参画支援 ・子育て支援	①就業規則に、育児休業制度又は介護休業制度を設けている場合に各3点加点する。 ②「次世代育成支援対策推進法」又は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている場合に3点を加点する。	(最高9点)
町発注事業受注件数	喜界町が発注する公共事業の受注件数に応じて加点する。(6ヵ年合計)	1件につき10点 (最高30点)

【減点事項】

事 項	計 算 方 法	点数等
指名停止を受けた者	指名停止を受けた日から2年間減点する。	3か月未満・・・△12 点 3か月以上6か月未満・・・△23 点 6か月以上・・・△36 点
法第 11 条に規定する変更届の遅延(決算変更届等)	減点事由の発生した日から2年間減点する。	△4 点
法第 22 条の規定に違反した者(一括下請)	減点事由の発生した日から2年間減点する。	△12 点
法第 28 条に規定する行政処分を受けた者	減点事由の発生した日から2年間減点する。	指示処分・・・△23 点 営業停止処分・・・△29 点
法第 29 条第1項第2号に規定する取消処分を受けた者	減点事由の発生した日から2年間減点する。	△40 点
許可切れ新規、更新手続遅延	減点事由の発生した日から2年間減点する。	△8 点
工事遅延	減点事由の発生した日から2年間減点する。	30 日未満・・・△6 点 30 日以上 60 日未満・・・△12 点 60 日以上・・・△20 点

(4)留意事項

経営事項審査の評点は、資格審査年度分を採用するものとする。ただし、その他町長が必要と認める事項については、定期の資格審査(指名願い)で提出した書類を準用する。

(5)見直し時期

格付け基準の見直しは、基本、6年ごとに行うものとする。